

## 自動二輪車又は原動機付自転車の奈良教育大学構内への入構に関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、本学の学生が自動二輪車又は原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）を使用して奈良教育大学に通学することに関して、必要な事項を定める。

(通学の原則)

第2 本学の学生は、通学時の事故防止等に鑑み、公共交通機関又は自転車並びに徒歩により通学することを原則とする。

(申請)

第3 自動二輪車等を使用して通学することを希望する学生は、毎年度自動二輪車等の入構申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、学年担当教員又は指導教員（以下「学年担当教員等」という。）の確認を得たうえ、自動二輪車等の入構申請書を学生支援課に提出することとする。

また、提出時に次の書類を添付すること。

- i 運転免許証書の写し
- ii 自賠責保険書の写し
- iii 任意保険書の写し
- iv 保護者等の同意書

なお、申請内容に変更が無い場合は翌年度以降、延長申請書の提出をもって承認する。

(学年担当教員等の確認)

第4 学生は自動二輪車等の入構申請書の提出にあたって学年担当教員等の確認を受けること。

(許可基準)

第5 学長は、次に定める許可の基準要件を満たしている場合、学生委員会の議を経て、自動二輪車等の入構申請者に自動二輪車等を使用して大学へ入構することを許可する。

ただし、特別の事由がある場合は、学生委員会の議により、許可の基準要件の一部を緩和することができる。

基準要件① 使用目的において、公共交通機関の利便性が著しく不便であること。

基準要件② 申請車両の自賠責保険に加入しており、更に、対人賠償が無制限の任意保険に加入していること。

基準要件③ 学年担当教員等の確認を得ていること。

基準要件④ 保護者等の同意があること。

基準要件⑤ 通学距離が概ね3 km以上あること。（目安：JR 奈良駅）

(許可書の交付等)

第6 学長は、第5の許可の基準要件を満たした自動二輪車等の入構申請者に、第7に定める遵守事項を守る旨の誓約書を提出させたいうえで、自動二輪車等の入構申請者に入構許可書を交付することとする。

(遵守事項)

第7 入構許可を受ける者は次の事項を遵守しなければならない。

- ① 歩行者の安全を守り、構内に設置する道路標識に従うこと。
- ② 指定された場所に駐輪すること。また、駐輪後は、構内での移動に使用しないこと。  
(正門から駐輪場までの区間以外、大学構内を走行しないこと。)
- ③ みだりに警笛音を発しないこと。また、空ふかし音、急ブレーキ音及びタイヤ摩擦音を発する運転をしないこと。
- ④ 駐輪許可を受けたシールをバイクの指定場所に貼付すること。
- ⑤ 日をまたいで、許可された自動二輪車等を駐輪場に置かないこと。
- ⑥ 交通事故が発生したときは、速やかに学生支援課へ報告すること。

(許可の取消)

第8 学長は、法令、本学の諸規則及び第7に定める事項を遵守しなかった者について、入構許可を取り消すことができる。また、虚偽の申請があった者については、入構許可を取り消す。なお、第6に定める誓約書を提出しない者についても同様とする。

(申請資格)

第9 この申請を行うことができるのは、本学の学部の学生、大学院生、専攻科生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生である者とする。

(適用除外)

第10 この要項は、本学教職員には適用しない。

#### 附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、令和 元年6月12日から施行する。